

【発注者指定方式の場合】

〇〇) 週休2日促進工事

1. 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事の試行対象工事（発注者指定方式）である。実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している「県土マネジメント部建築工事における週休2日促進工事試行要領」により行うものとする。
2. 月単位の4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、市場単価等の補正率は、「県土マネジメント部建築工事における週休2日促進工事試行要領」を参照すること。
3. 明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
4. 本工事が単独発注工事の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とする。なお、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日等を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする。

【受注者希望方式の場合】

〇〇) 週休2日促進工事

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事の試行対象工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している「県土マネジメント部建築工事における週休2日促進工事試行要領」により行うものとする。
2. 月単位の4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額を変更する。なお、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、市場単価等の補正率は、「県土マネジメント部建築工事における週休2日促進工事試行要領」を参照すること。
3. 明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
4. 本工事が単独発注工事の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とする。なお、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日等を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする。